

## 障がい福祉

### 障がいのある方も 暮らしやすいまちづくりへ

#### ◆障がいの者の相談窓口をご利用ください

障がいのある方が抱えるさまざまな問題を、身近な所で相談できるよう、町内に相談窓口を設置しています。電話だけでなく来所相談や訪問相談もしていますので、お気軽にご利用ください。

#### 主な相談内容

- 生活に関する相談
- 福祉制度や障がい福祉サービスに関する相談

#### 障がい者相談窓口

- 相談支援事業所「ひまわりの家」  
(札内青葉町・☎【幕】66-4509)
- 特定非営利活動法人「ミラータイム」  
(札内春日町・☎【幕】66-4681)
- 福祉課障害福祉係  
(保健福祉センター内・☎【幕】54-3811)

#### ◆自立支援協議会(定例会)に参加してみよう

自立支援協議会は、「障がいのある方が普通に暮らせる地域づくり」を目的に、障がいに関わる関係者が地域の課題を分かち合い、話し合う場として設置されています。

また、定例会は3月から毎月第4火曜日の午後6

時に開催し、地域で暮らす障がいのある方が抱えるさまざまな要望に応えられるよう、福祉関係者だけでなく、障がいのある方やその家族を含めた地域住民と一緒に問題点や課題を話し合っています。  
今月は、9月28日(火)の午後6時から保健福祉センターで行います。

※開催日時は変更する場合がありますので、詳しいことは、福祉課障害福祉係(保健福祉センター内・☎【幕】54-3811)に問い合わせください。



障がいのある方も、仕事を体験してみよう

役場や一般企業で職場体験をして、「働く喜び」を分かちあいませんか。

#### ◆業務内容

軽作業、一般事務補助(封筒の仕分け、ラベル貼り、書類整理、パソコンのデータ入力など)

※体験日、体験時間などの詳しいことは、左記へ問い合わせください。

#### ◆応募資格

幕別町民で障がいのある方

#### ◆提出書類

申込書(申込書は提出先にあります。)

#### ◆提出先

保健福祉センター、忠類ふれあいセンター福寿、札内支所

#### ◆提出期限

9月17日(金)まで

#### ◆面接日時

9月下旬(詳しくは、後日連絡します。)

#### ◆問い合わせ先

福祉課障害福祉係(保健福祉センター内・☎【幕】54-3811)

## 北海道障がい者条例をご存じですか？

北海道障がい者条例の正式な名称は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」です。

この条例は、平成22年4月1日から全面的に施行されました。

条例の主な施策の柱は、次の3つです。

1 市町村が進める障がい者の暮らしやすい地域づくりの取組を支援します。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置

2 地域で生き生きと暮らせるよう、障がい者の就労支援を推進します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 指定法人制度
- 障がい者就労支援企業認証制度

3 障がい者の権利擁護や地域の課題の解決に努めます。

- 虐待、差別や不利益扱いの禁止
- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置

## 十勝圏域地域づくり委員会を設置しました

十勝圏域地域づくり委員会は、北海道障がい者条例の3つ目の柱である「障がい者の虐待や差別、さまざまな暮らしづらさ」の問題を、中立公平な立場から関係者との話し合いにより解決を図ることを目的に設置されています。

また、虐待や重大な権利侵害を含む悪質な場合は、地域づくり推進員による指導を行い、また指導しても改善されない場合は、北海道知事による勧告を行うことができます。

十勝圏域地域づくり委員会に話し合ってもらいたい問題がある場合は？

障がい者の虐待や差別、さまざまな暮らしづらさの問題は、地域相談員が相談をお受けしています。相談支援事業所、十勝総合振興局社会福祉課でも相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

### ◆幕別町の地域相談員

●土谷 進(札内若草町・☎【幕】56-3071)

●佐藤恵子(緑町・☎【幕】54-3077)

### ◆幕別町内の相談支援事業所

●相談支援事業所「ひまわりの家」(札内青葉町・☎【幕】66-4509)

### ◆十勝圏域地域づくり委員会事務局

●十勝総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課地域福祉係(☎0155-26-9079)

